

# 新型コロナウイルス感染症防止に係る

## 『組合員活動 ガイドライン』

2020年6月15日  
生協くまもと 組合員活動部

### 1. 目的

このガイドラインは、新型コロナウイルスの感染防止に関し、人が集まる空間にウイルスが持ち込まれること（接触や飛沫による感染）を最小限にするために、組合員活動を開催する場合の行動基準を設けています。

### 2. 適用期間

2020年7月1日から当面の間とします。

※県内での新型コロナウイルス感染の広がりや新型コロナウイルスに関する県の指針、また厚生労働省「新しい生活様式」等を踏まえ、本ガイドラインは適宜見直しを行います。

### 3. 開催前の健康状態の確認

(1) 主催者（コーディネーター、推進委員、職員など）は、自宅で健康状態の確認をしていただきます。

次の項目に該当する方は、参加を自粛して下さい。

- ① 発熱の症状がある方（体温37.5度以上）
- ② 風邪の症状のある方
- ③ 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ④ 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方やその家族（濃厚接触者）

(2) (1)の項目は、参加組合員には当日受付で報告していただきます。※別紙「健康状態申告書」参照。

- ① 検温をしてない方には、非接触型体温計にて受付時に検温を行います。  
\*非接触型体温計は、各支所並びに店舗用として1本ずつ準備します。
- ② 万が一感染が発生した場合に備え、主催者及び参加組合員の名簿を作成し、個人情報の取り扱いに十分注意しながら適正に管理します。
- ③ また、感染者が発生した場合は、保健所の聞き取りに協力することの周知を行います。

(3) 体調が良くない場合は、参加を控えて下さい。

※高齢の方や基礎疾患をお持ちの方は重篤化する傾向がありますので、注意が必要です。

(4) 開催途中から体調が悪くなった場合など、声掛けや途中退席（帰宅）の対応もとって下さい。※例えば乳幼児や妊娠中の方や、気分がすぐれない等。

### 4. 「3密（密集・密接・密閉）」防止の徹底

厚生労働省「新しい生活様式（実践例）※別紙」に沿って実施下さい。

(1) 一人ひとりの基本的感染防止の対策をとって下さい。

- ① 人との間隔は、最低1m（できるだけ2mを目安に）空ける。

- ②会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ③屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用する。
- ④咳エチケット（咳をするときはマスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）
- ⑤屋内であれば、当面の間、収容定員の50%以下の参加人数を基本とします。県の「イベント開催制限の緩和の目安」を参考に適宜見直しを行います。

(2) 食品の調理や飲食がある場合は、「飛沫感染」や「接触感染」防止の対策をとって下さい。

- ①大皿は避けて、料理は個々にする。
- ②対面は避け、距離をとって座る。
- ③料理に集中、おしゃべりは控えめにする。
- ④調理器具や食器、テーブル、いす等の消毒を徹底する。  
\* 食中毒等の衛生管理には十分注意する。

## 5. 開催会場の環境管理について

### (1) 会場関連

- ①会場入口にアルコール消毒液を設置し、入場時に手指の消毒を徹底して下さい。
- ②参加者の距離を最低1mとし（できれば2m）、人が密集しないよう工夫して下さい。  
\* 安全な間隔が保てないのであれば、参加人数を調整してください。
- ③大きな声を発声させない環境づくりを行って下さい。（音響施設の利用\*使用ごとに消毒）
- ④人が接触する場所の消毒徹底と、参加者の手が触れる場所をアルコール消毒液で拭き取りを定期的（1時間に1度程度）に行ってください。
- ⑤入り口や通路など、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮して下さい。
- ⑥受付では、人と人との間隔をあけて整列。交通費等の現金はトレイを活用して受け渡します。
- ⑦公民館等の公共施設などを利用する場合は、当該施設にある新型コロナ対策ガイドライン等に沿って利用して下さい。

### (2) 換気

- ①定期的に入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど換気を行って下さい。
- ②一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、会場内の換気を行うように努めて下さい。

### (3) ゴミ箱

- ①ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いて下さい。
- ②鼻水・唾液などがついたごみ、マスクなどはビニール袋に入れて密封し、回収時は手袋を着用して下さい。

### (4) 託児

密を避けるために、当面は託児を設けないようにしてください。

以上